盆

載

會學濟經學大國帝都京

散論際經

號 六 第

港五十四第

時論

國稅の部分的改正

沙 見 三 郎

第一 税制の全般的改正

る。 時の急を凌ぎ、 林內閣は臨時租稅增徵法と若干の新稅法とを創設し共れと臨時地方財政補給金を一億圓支出する事とによつて一 に成立を見んとしたのであるが、 丽 디크 して此の全般的改正は林内閣に續いて立つた近衞内閣が之を承繼して行ふ筈であつた。 ・央地方を通する税制の全般的改正は昭和十二年度豫算を議する通常議會たる第七十囘帝國議 中央地方に通ずる税制の全般的改正を昭和十三年度豫算を議する通常議會までに延期したのであ 廣田内閣の突然の辭職により遂に實現し得なかつた。 廣田内閣に代つて立つた 會に於て將

大し更に第七十二囘帝國議會を臨時議會として開くに及び四圍の情勢は漸く變じて來たのである。 に通する税制の全般的改正とは別問題に北支事件特別稅法を採用したのである。 方に通ずる税制の全般的改正を行ふには中央財政より一二億圓持ち出し地方財政を緩和する必要あり此の目的 は からずも解散後の特別議會の開會に先んじ北支事變が勃發し、 特別議會たる第七十一囘帝國議會は中央地方 其後に北支事變は支那事變に 卽 ち 巾 央地 Ø

第四十五卷 七九七 第六號 五

五

2

要する 般的 村に於て輕減せられる筈であり、 る。 Ø 爲めに國稅を一二億圓增徵せねばならぬ。 せては如何 外に三億圓乃至五億圓 持 改正を行 更に他方より考ふるに、 ち直しに に臨 かと云ふ議論が生れ 時 **地方財** より ふとなると三億圓で濟む國稅の增稅が五億圓となり五億圓で濟む國稅の增稅が七億圓に上る事に 經濟狀態がよくなり、 政 補給金 の増税を斷行する事が 地方税の負擔に苦しんでゐた農山漁村も臨時地方財政補給金で生色あり又米 億圓を減額せざる事として中央地方に通ずる税制の全般的改正 たのである。 此等の諸事情を綜合すると或程度まで負擔の不均衡 加 時恰も非常時であつて第七十一囘帝國議會を通過せる北支事 ふるに 時代の常識となつてゐる。 昭 和十三年よりは土 地 の賃貸價格 もし此際に 0 が匡正 改 中 央地 je K せられる事となる。 より 方に通ず は此際だけ見合は 圳 租 る稅 額 が農山 件 價繭 特別 Ø 價 全 漁 な

價格 税率の引上となり 中央財政と地方財政との 行へとも云へ は相當に匡正せられるが彈力性の發揮は全般的改正によるにあらざれば之を期する事が出來ない。 の下 落は 物事 る。 は考へ方による。 絕 對的 地 又中央地方に通ずる税制の根本的改革は二つの目標を有し一 方稅 に於て 彈力性を増す事である。 の増加となるが故に却つて全般的改正の必要を實證するものと云ふのである。 は 地租 非常時なるが故に平時で出來ない所の中央地方に通ずる税制の全般的改正 の負擔額の輕減となるが、 臨時地方財政補給金一億圓を維持する事によつて負擔の不均 相對的 に見て他の事 は負擔 情 の不均 K して異らず 衠 0 E 更に N ΙE ば ~ 士. あり 地 地賃貸 を是非 租 他 骬 衡 加 は

ľζ

行

\$.

は適當に

しあらず

と云ふのが支配的の意見の様である。

筆者は聊か意見を異にしてゐるの

~

ある

が、

此際

M

中央地方に通する税制の全般

Η'n

改

īF.

を此際

かく

の如く立場の相違により兩様の意見が立てられるのであるが、

に日を送るは之を採らず、 何れかに目標を定め其の方向に邁進すべきである。

道がない 考究せられたるものにして此の際に改正を行ふを適當とする事項につき各稅に亙り部分的改正を試みるしか行く 結果として貝今考へられてゐる稅制改正と云ふのは、 と思ふ。 してゐるのである。 か否かを決定せねばならぬ。 假りに中央地方を通ずる税制の全般的改正を行ふを適當にあらずとせば、第二に増税を含めた改正を行ふ 只今は生産力擴充に專念し暫く增税問題を考へないで置かうと云ふ希望が一部分に行はれてゐる。 のである。 何れ通常議會が開かれる事となると我が國民は增稅に對しても愛國的の美しき態度を採る事 この條件をみたす國税の部分的改正として次の要項が各新聞紙上に發表せられてゐる。 増税は常識であり財界は之を織り込み否な或程度までの増稅を行ふべきことを歡迎 租税收入の増減を圖るを主意とせずに從來懸案となり或は その

所 得 稅

臨時租稅增徵法に依る第三種所得稅の增徵率に付考慮を要すと認めらるゝ點あるを以て之を適當に改正す

退職給與金等の一時所得にして一定額を超ゆるものに對しては課稅すること。

郵便年金に付ては拂込掛金を控除したる殘額を以て所得とすること。

四、第三種所得の追加決定を爲し得る期間の制限を撤廢すること。

五、 所得調査委員は業として報酬を受け稅務 の代理を爲すを得ざるものとすること。

ハ、小笠原島及伊豆七島に所得稅法を施行するとと。

國稅の部分的改正

七九九 第六號

第四十五

卷

五七

相續稅

臨時租税增徴法に依る相續稅の增徵率に付考慮を要すと認めらるゝ點あるを以て之を適當に改正すること。

= 相續開始地が相續稅法施行地に在るときは相續稅法施行以外に在る財産に對しても課稅すること。

Ξ 被相續人の死亡に因り相續人の受くる生命保險金が一定額以上なるときは之に對 し課稅すること。

川 他人の爲したる契約に因りて受くる生命保險金が一定額以上なるときは之に對し課稅すること。

Ŧī. 被相續人死亡したる爲其の遺族に支給せらるゝ退職手當。

課稅すること。

六、不動産及船舶の贈與に對しても課稅すること。

弋 相續開始後一年内に相續財産の一部を贈與するも相續稅法第二十三條を適用せざること。

受遺者及相續財産に加算したる財産の贈與を受けたる者をも納稅義務者とすること。

登 錄 稅

不動産賣買等の場合の登錄稅を輕減すること。

酒 造 稅

酒類販賣業を発許制度とすること。

目前に迫つてゐる。 中央地方を通ずる税制の全般的改正は時局の見定めがつくまで延期せられたが、 増税と云ふ根本的問題を考へずに國稅の部分的改正を行ふ事は無意味の様であるが、 通常議會の接近と共に増稅は 改 .正

機會さへあれば部分的改正でも之を行ふべきである。 これ國稅の部分的改正を問題とする所以である。

以上の各項目の中で臨時租税增徴法と基本税法との關係が重要であるから先づ其の問題を所得稅法と相續稅法

次に國稅の部分的改正の其れ以外の問題を所得稅、 相續稅、 登錄稅、 酒造税について研究したい。 とについて研究する。

臨時租税增徵法と基本税法

としても後から囘顧すると種々 臨時租稅增徴法は急揚の間に合はせに作つた立法であるから、 の無理の存するのを免れない のである。 其の場合には極めて適切なるものであつた

子稅、 間 他は基本稅法の條文を排除して新しき增徵率を掲げてゐる場合である。例へば 而して税率の引上げ方法に二つがある。一は基本税法の條文を生かし其れを增徴する事を定めたる場合であつて、 臨時租税增微法は、第三種所得に於ける配當所得の二割控除、 の延長、 相續稅、 金鑛及銀鑛の特別鑛産税の賦課、 鑛産稅、 酒稅、 砂糖消費稅、 國債利子免稅廢止の他は、 取引所稅及臨時利得稅の稅率を引上げる事を其の內容としてゐる。 不動産中心の財産に對する相續税の年賦延納期 專ら所得稅、 法人の營業收益税、 資本利

「第六條 所得税中第三種ノ所得ニ對スル所得税ニ付テハ所得金額ノ階級ニ從ヒ左 割合ノ税額ヲ増徴ス

)

中

は基本税法の條文を生かし其れを增徴する事を定めたる前者の例であり、

砂糖消費税へ砂糖消費税法第三條ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ 依 ル(中略)」

國稅の部分的改正

第四十五卷 八〇一 第六號 五.

は基本税法を排除して新しき増徴率を掲げたる所の後者の例である。

じてゐる。先づ第三種所得稅につき基本稅法と臨時租稅增徵法とを比較すれば次の如くである。 而して第三種所得稅と相續稅との稅率は何れも累進稅率である爲めに復雜なる規定を設け且つ無理なる結果を生 前得稅及び相續稅については臨時租稅增徵法ば基本稅法を生かす所の前者の方法を採つてゐるのである。

三萬圓ヲ超ユル金額二萬圓ヲ超ユル金額一萬五千圓ヲ超ユル金額	五千圓ヲ超ユル金額二千圓ヲ超ユル金額	千五百圓ヲ超ユル金額千二百圓ヲ超ユル金額千二百圓以下ノ金額	五分シタル金額ニ對シ比ノ税率ヲ適用シシ山林ノ所得ハ山林以外ノ所得ト之ヲ區左ノ各級ニ區分シ遞夾ニ各税率ヲ適用シ第二十三條 第三種ノ所得ニ對スル所得第二十三條 第三種ノ所得ニ對スル所得
百百百百百分ノイナナ 五三一五	百分ノ五 百分ノ五 ・五	百分ノニニュー	テ 算出シタル会 テ 之ヲ賦課ス但 テ 之ヲ賦課ス但
同十萬圓以下ナル所得同一萬五千圓以下ナル所得	同七千圓以下ナル所得	所得金額二千圓以下ナル所得	所得金額ノ階級ニ從ヒ左ノ割へ第六條 所得税中第三種ノ所得 財 租 税 を
所得税額ノ百分ノ四十五	所得税額ノ百分ノ三十五所得税額ノ百分ノ三十	所得税額ノ百分ノ二十	合ノ税額ヲ增徴ス 一樹 微 法

基本税法の刻みが密にして二十に上つてゐるのに比し 百萬圓ヲ超ニル金額 五十萬圓ヲ超 二十萬圓ヲ超 十萬圓ヲ超ユル 七萬圓ヲ超ニル 兀 三百萬圓ヲ超 二百萬圓ヲ超ユル金額 五萬圓ヲ超 Ē 萬圓ヲ 超 ピュル金額 シュル 金額 ユル金額 ル ユル金額 金額 金額

百

分ノ三十六

金額 百分ノ二十五 百分ノ十七 百分ノニ十七 百分ノ二十三 百分ノニ十一 百分ノ十九 分ノ三十 分ノ三十三 同 五 同百萬圓ヲ超ユ 同百萬圓以下ナル所得 十萬圓以下ナル所得 ル所得 所得税額ノ百分ノ七十 所得税額1百分1 所得税額ノ百分ノ五十 六

Ħ.

増徴の結果たる累進税率が非常に働され繼續性を缺いでゐる。 と臨時租税增徴法とは次の如き對照を示してゐる。 尙茲には相續人が被相續人の家族たる 直系卑屬なる家督相續 臨時租稅增徵法の刻みが八と云ふ疎 此の事は相續稅に於ても同様であつた。基本稅法 いものである矯めに

についての税率のみを示す事とした。

		_		
相續)	ヲ課ス(相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナル 家督	分ニ對シ相續人ノ種類ニ從ヒ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ 之	『格ヲ左ノ各級ニ區分シ 其ノ各国	基本稅法
		ノ税額ヲ増徴ス	續稅ニ付テハ課稅價格ノ階級ニ從ヒ 左ノ	臨 時 租 稅 增 徵 法

國税の部分的改正

卷 八〇三 第六號 六

第四 7

五

四 第六號 六二

		千分ノ百三十	五百萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ百二十	三百萬圓ヲ超ユル金額
		千分!百十	二百萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ百	百萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ九十	七十萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノハナ	五十萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ七十	四十萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ六十	三十萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ五十	二十萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ四十	十五萬圓ヲ超ユル金額
相續稅額ノ百分ノ百	同十萬圓ヲ超ユルトキ	千分/三十	十萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ二十五	七萬国ヲ超ニル金額
相顧機額ノ西分ノ八十	同十萬圓以下ナルトキ	千分ノニナ	五萬圓ヲ超ゴル金額
		手分ノ十五	四萬圓ヲ超ユル金額
相綴税額ノ百分ノ五十	同五萬圓以下ナルトキ	干分ノ十	三萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ八	二萬圓ヲ超ユル金額
相續稅額ノ百分ノ三十	同三萬圓以下ナルトキ	千分ノ七	一萬圓ヲ超ユル金額
		千分ノ六	五千圓ヲ超ユル金額
相續稅額ノ百分ノ二十	課稅價格一萬圓以下ナルトキ	千分ノ五	五千圓以下ノ金額

累進税率が繼續性を失ふと云ふ弊害が最も顯著に現はれるのは臨時租稅增徵法の刻み目の存する所である。即

ち所得税法について云へば二千圓、三千圓、七千圓、一萬五千圓、十萬圓、五十萬圓、百萬圓の附近に於て、相

續稅について云へば一萬圓、三萬圓、 生する事が起るのである。 として、往々(一)大所得 (又は大相續財產) を受くる人が 小所得(又は小相續財產)を受くる人よりも、 (又は相續稅額)及び增徵稅額を差引いた後には結局の所は手取り所得(又は相續財産)が少くなると云ふ不公平を 臨時租稅增徵法第六條第二項、 五萬圓、十萬圓の附近に於てカーブが著しく鬩されるのである。 第三項、 第四項と第十條の第二項とは其の緩和規定で 所得稅

ヲ其ノ押徴稅額ヨリ控除スっ スル所得税額及特徴税額ノ合計金額ヲ控除シタル残額ガ所得金額中二于圓ヲ超ユル金額ヲ超過スルトキハ該超過額ニ相當スル金額 所得金額ガニ千圓ヲ超エ三千圓以下ナル所得ニ付テハ之ニ對スル所得稅額及增徵稅額ノ合計金額 ョリ所得金額二千圓 ノ所 得 對

あつた。試みに第六條第二項、第三項、

第四項をあけると次の結果を得る。

様ノ場合ニ付之ヲ準用ス。 萬圓以下ナル所得、 浉 |項ノ規定ハ所得 問十萬圓ヲ超ニ五十萬圓以下ナル所得、 金額ガ三千圓ヲヲ超エ 七千圓以下ナル所得。 阿五十萬圓ヲ超ニ 同七千圓ヲ超エ一萬五千圓以下ナル所得、 百萬圓以下ナル所得及同百萬圓ヲ 闹 超五 萬五 ル所 千間ヲ超 得ノ -

山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ前三項ノ規定ヲ適用ス。

所得稅及び相續稅の增徵卒につき考慮を要する點であつて、 (又は相續財産)が同じであると云ふ場合の不都合は之を除き得ないのである。 (又は小相續財産)を受くる人とが所得稅額(又は相續稅額)及び增徵稅額を差引いた後は結局の所は手取り の緩和規定の結果として一の弊害は之を除く事が出來るが二大所得 是に適切なる改正を加へ (又は大相續財産) これ臨時租稅增徵法による第三種 る必要が を受くる人と小 Ð る。 所得

正を行ふか又は臨時租稅增徵法なるものを廢止し其の規定を基本法たる各稅法に織り込むかの問題である。 第三種所得稅及び相續稅の增徵率を改正する問題に關連して考ふべきは、 臨時租税増徴法について此 の改 法

國稅の部分的改正

第四十五卷 八〇五 第六號 六三

あるが-から云へば、 其目的を達し得られないでもない。然し筆者は次の理由により臨時租税増徴法を廢止し其の規定を基 嚻 時租 税增徴法中に基本税法の條文を排除する規定を設けれ ば 地 方附加 税算定には厄介で

本稅法中に織込む事を主張したいのである。

提出すべしと云ふ事が貴族院で主張せられてゐるのである。 **强行する事を避けるのが現實の立前でなからうか。** までは避け難くなつてゐる。從つて第七十囘帝國議會の希望決議は其の精神を尊重するとしても文字通りに之を 化する虞のある改正は避けねばならぬかも知れない。然し同時に中央地方を通する稅制改正案を次の通常議會に 非常時局であつて、「中央地方を通ずる根本的稅制改革」を行ひ難いと同時に「臨時租稅增徵法の恒久化」も或程度 帝國議會の希望決議を見ると、 成る程臨時租稅增徵法は昭和十二年度限り之を止める事を定め從つて之が恒久 帝國議會の希望決議を文字通りに實行出 一家ない 所が

にもならない。 制改革を行はぬ譯でもなし、又根本的稅制改革を行はない心算であるなら臨時租稅增徵法を其儘に置いてもどう 程度の増稅を行ふ方が優つてゐるのでなからうか。 増税が昭和十三年度より行はれるとすれば、屋上屋を架し國民は稅法の理解に困難を感ずるのである。 納税者の迷惑を祭し此の不便を速かに除去すべきである。 般會計に基本稅法あり臨時租稅增徵法あり、 般會計は基本税法一本として之を賄ひ、 兩者は別問題である。 それよりも基本税法と臨時租稅增徵法との複雜なる關係に惱まされてゐる 臨時軍事費特別會計に北支事件特別稅法あり、 臨時租税增徴法を基本税法に組入れたからと云つて根本的税 臨時軍事費特別會計に於て北支事件特別稅法を含めたる或 一般會計にては臨時租稅增徵法を基本稅法に組入るべ 又更に非常時 茲に一步

Ļ 臨時軍事費特別會計に於て北支事件特別稅法と共に若干の新增稅を行ふべし、これ筆者が國稅の部分的改正

第三 其他の部分的改正

に對し有する意見の大綱である。

問題となつてゐる國稅の部分的改正を明かにしたい、 臨時租税増徴法と關係ある國稅の部分的改正については前述した通りであるから、 問題は所得稅と相續稅と登錄稅と酒造稅とに分れるが 茲には其れ以外の 點に

主なるものにつき言及する。

得の如く五分五乗するとか控除査定の方法を採用するとかして租稅負擔の緩和をはかる必要があ 得稅法では退職給與金等の如き反復性なき一時所得に課稅しない事となつてゐる爲めに、 所得學說は社會生活の實狀に伴ひ變遷し現今に於ては所得の反復性を餘り重視しなくなつてゐる。 のである。 式では課税せられないと云ふ所に稅法の缺陷が存してゐる。 て退職給與金等が行はれ所得稅の課稅を免れてゐる場合がある。 所得税にては退職給與金等の一時所得にして一定額を超ゆるものに對し課税する事が問題となつてゐる。 但し退職給與金を反復性ある他の所得と綜合し同じ累進稅を課する事は適當でない 茲に退職給與金等に新たに課稅する事が考へられ 俸給の形であると課税せられ退職給與 俸給支拂 カ る。 5 然るに現行所 の一形式とし 或 ば山 金等 |林所 の形 た

|に第三種所得の追加決定を爲し得る期間の制限を撤廢せんとするのである。 所得稅法第二十六條第二項に次

國稅の部分的改正

の如き規定が設けられてゐる。

卷 八〇七 第六號 六五

第四十五

所得調 調査委員會ノ調査ニ依り政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ 査委員會閉會後第三種ノ所得ノ決定ニ付脱漏アル ゴトヲ 發見シタ 得 n ŀ 丰 其 ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ数年ニ 於ケ ル 所得

ル 所得調査委員會」に改める方が適切の様である。 稅務行政 の實狀から見ると、 所得税法第二十六條第二項の「翌年ニ 於ケ ル 所得調査委員會」を「翌年以後 於ケ

めには、 となる。 稅することを定めんとしてゐる。 於ける積極財産と消極財産との差額のみが相續財産として相續稅の課稅物件となり外地の財産は課稅を免れ 相續稅については、 此種の改正を必要とするのである。 内地のみに相續財産を有する人と外地にも跨り相續財産を有してゐる人との間の負擔の均衡をはかる爲 相續開始地が相續稅法施行地に在るときは相續稅法施行地外に在る財産に對 内地の 財産を擔保として借金し外地に新たに財産を購入した場合に は L しても課 內 る事 地 K

ては當然の事であるが、一定額を何所の邊に定めるかと云ふ所に問題が存してゐる。 爲したる契約に因りて受くる生命保險金が一定額以上たるときは之に對し課稅するとか 次に被相續人の死亡により相續人の受くる生命保險金が一定額以上なるときは之に對し課稅するとか、 の問題がある。 趣旨とし 他 人の

る。これ亦その一定額の定め方に愼重なる考慮を拂はねばならぬ。 被相續人死亡したる爲其の遺族に支給せられる退職手當、 功勞金等も一定額を超ゆるも のには課税すべきであ

を納付したるときには納税義務者の申請により納付登錄税額の相續に因る所有權の取得に對する登錄稅額を超過 不動産及船舶を親族間 に贈與したる場合に相續稅を課する事は當然である。 然し不動産及船舶 の贈與に 登錄 稅

する金額に相當する金額を其の相續稅額より控除する必要がある。

之を是認せねばならぬ。 が次男に分配して更に第二十三條により遺産相續稅を支拂ふ事は如何にも不合理なるからである。 始後一 华 内に相續財産 長男が父の家督を相續して家督相續稅を支拂ひ更に父より受けたる財産の Ō 部を贈與するも相續稅法第二十三條を適用しない事は 我が 社 一會生活 部分を長男 Ø

判所が不動産の登記價額を實際の賣買假額 るに不動産の登記價額が實際の廣買價額を上廻る場合を生じ、 云はんよりも財産税の色彩を帶びてゐる。 Ξ 登錄稅の中で不動産賣買等の場合の稅率を輕減する事が考へられてゐる。 之を流通税に引き戻す爲めには稅率を低下せねばならぬ。 の半分位に定め以て此の間の不都合を緩和してゐた。然るに現狀を見 茲に不動産賣買等の場合の登錄稅を輕減する必 我國 の不動産登錄税 從來 は流 は 通 區 稅

が行はれてゐるが共れを販賣にまで押し及ぼさんとするのである。 四 酒造 一稅につ いて は酒類販賣業を免許制度とする事があげられて るる。 現行法では酒類の製造に は発許制度

が

層大となつ

10

Ø

である。

業界に與へてゐる壓力を緩和する事が出來るのである。 があるならば、 我國の酒造業が發展しない原因の一として販賣機構の不統制があげられてゐる。 販賣の発許制を行ひ酒類の販賣機構を改善する事が焦眉の急となつて來る。 もし非常時財政 の對策として酒造税 販賣機構を改善せば酒造税が の増税を行ふ様 な事

販賣に及ぼすか更に淸凉飲料税の販賣をも包含するかが第一の問題である。 **只問題は次の二點に存してゐる。** 免許制度を酒造税の課税物件の販賣のみに限るか又は 酒類製造者 が 其の製造場 他 の酒類の課税物 に於 てする 件の

國稅の部分的改正

第四十五卷 八〇九 第六號 六七

販賣、 題である。 料地心、 最後に免許の標準を如何に定むべきかが第三の問題である。 カフェー、 バ 一等の如く客席に於て客の直接消費を目的とする販賣を如何に取扱ふかが第二の問

第四 國稅の部分的改正の必要

登錄稅、 如き、 で全部 をつけ出すと全般的改正となる虞がある。氣のついた缺點があれば議會每に部分的改正を行ふべし、而して必要 ち問題となつてゐる所得稅、相續稅、登錄稅、 なる時には全般的改正を斷行すべし、これ筆者の主張である。 以上 酒造税の清酒の酒精分の定め方が醸造技術の實情に副はざるが如き、 かと云ふに決してそうでない。例へば臨時利得稅の利得算定の基準年度が昭和六年以前三ケ年となれ 國稅の部分的改正につき問題となつてゐる重要點を一瞥したのである。然らば國稅の部分的改正はこれ 酒造税の内部にも上述の項目以外に部分的改正を施すべきものが殘つてゐる。 酒造税以外にも部分的改正を施すべきがある。 改革すべき顯著なる事實である。 然し此等の項目に一々手 更に所得稅、 相 續稅 るが

卽